



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## 在職老齢年金制度の見直し

政府は昨年12月末の全世代型社会保障検討会議において、人生100年時代に対応した、年齢に関わりなく活躍できる社会を構築していく為の方針をまとめました。その中で**60歳以上の労働者を雇用する際、注意しなければならない在職老齢年金制度の見直しが示されました**ので、ご説明します。

### 在職老齢年金制度とは？

老齢厚生年金受給可能な高齢者で、厚生年金に加入している事業所で働いていて、一定の収入がある在職者の賃金と年金額との合算額が、支給停止基準額を超える場合、**老齢厚生年金減額または支給停止される制度**です。

今回の見直しでは、**60～64歳**の在職者の場合、現行は28万円が支給停止基準額でしたが、**47万円**へ引き上げられる見込みです。

年齢区分	現行（支給停止基準額）	改正（支給停止基準額）
60～64歳	28万円	47万円
65歳以上	47万円	47万円（据置）



### 改正の影響

#### 労働者側

・今まで年金との調整で働く時間を抑えてきた労働者が、**働く時間を過度に意識せず働くことが可能となる。**

・労働者の要望に合わせて、働く時間や賃金を調整する必要が少なくなる。  
・労働者の働く時間が長くなることで、**支払う賃金が増額し、厚生年金保険料の事業所負担額が増額する。**

ただし、新たな採用に頼らなくてよくなることで、**雇用の安定に繋がる**側面もあります。

・今まで年金が支給停止にならないように定年再雇用後の基本給等を引き下げていた場合、**その事を理由として基本給等の引き下げが難しくなる。**

【対策案】...**再雇用規定を整備し、再雇用後の労働条件に沿った給与表を準備しておく。**（同一労働同一賃金の対策としてもきちんと基準を整備しておくことは重要です。）

#### 企業側



その他にも、**70歳までの就業機会の確保の法制化**も予定されています。定年年齢の引き上げも踏まえた高齢労働者の就業環境の整備について検討していく必要があります。今後の法改正の動向を注視ください。

原 季子

## スマホで確定申告！

2019年より**スマホで確定申告が出来る**ようになりましたが、**2020年はさらに便利になります。**

**2か所以上の給与収入がある方**や、**年金収入や副業収入がある方**なども対象になります。  
**すべての所得控除**が申請できるようになります。

**スマホでマイナンバーカードの読み取りが可能に。**ICカードリーダーがなくても、マイナンバーカード対応のスマホで読み取りができるようになります。

**スマホからe-Taxの開始届出書の提出ができます。**

個人利用者が新たに利用者識別番号を取得する場合に限り、スマホからの提出が可能になります。



大久保 亜衣